

# 病院からのお知らせ

当院は、令和2年4月1日から

**DPC 対象病院**となります。

(※令和2年4月1日以降に入院される患者さんが対象となります。)

## DPC 対象病院とは・・・

DPC 対象病院になると、入院医療費の計算方式が変わります。

これまでの入院医療費の計算方法は、診療で行った検査や注射、手術などについて、それぞれ決められた点数を計算して診療費を計算する「出来高」方式となります。

DPC 対象病院では、入院医療費の計算方式が「DPC/PDPS (包括評価)」方式となり、入院した患者さんそれぞれの病名や診療内容に該当する DPC (診断群分類) が決定され、その分類にもとづいて入院医療費を計算します。

「DPC/PDPS (包括評価)」方式は、厚生労働省による「医療の標準化と質の向上」を目的とした制度で、当院も医療の標準化と質の向上に向けて取り組みを続けていきます。

### DPC 対象外となる方

- 療養病棟 (B 棟 2 階) に入院の方
- 自賠責・労働災害・公務災害による入院の方
- その他、厚生労働大臣が定める者

(高額薬剤を使用した患者さん等)



なお、入院医療費の計算方式は変わりますが、外来医療費の計算方式や、一部負担金 (自己負担金) の支払方法等につきましては、基本的に今までと変更はありません。

入院医療費等の詳しい内容については、3 階入院受付までお問い合わせ下さい。

## 「DPC/PDPS（包括評価）」方式に関するQ&A

### Q1.新しい計算方式の対象となったら、医療費は高くなるのですか？

**A1.**患者さんの傷病名や治療内容によって、1日当たりの診療費が決まります。患者さんの症状や処置内容などによって、これまでの出来高方式よりも高くなる場合もあれば安くなる場合もあります。また、病院の機能によって厚生労働省が定めた点数もあるため、同一の傷病で治療を行った場合でも、病院によって入院医療費が若干異なることがあります。

### Q2.今までの診療内容と何か変わりますか？

**A2.**入院中の治療として必要と判断される医療行為は従来通り行っていきますが、入院して行う必要のない検査や医療行為は、入院前もしくは退院後に実施することもあります。

### Q3.入院中に傷病名や治療内容が変更となった場合はどうなりますか？

**A3.**入院中の症状経過や治療内容によって傷病名が変更になった場合は、入院初日に遡って診療費の計算をやり直します。

月をまたがって入院された場合には、既にお支払いいただいた前月までの診療費について、当月または退院時に過不足を調整いたしますので、あらかじめご了承ください。

### Q4.一部負担金、高額療養費、公費等の取扱いはどうなりますか？

**A4.**一部負担金、高額療養費、公費等の取扱いはこれまでと変わりありません。患者さんが加入されている保険の負担割合に応じてお支払いいただきます。

### Q5.食事・個室の料金もこの料金に含まれますか？

**A5.**食事・個室の代金は従来通り変更はありません。



### Q6.入院中に、他院を受診したりお薬をもらいに行ってもいいですか？

**A6.**当院入院中に他の医療機関を受診したり、お薬の処方を受ける（ご家族がお薬を受け取りに行く場合も含む）ことは原則できません。

ご入院中に持参された薬が切れたり、他院の予約が重なってしまった場合は、当院看護師にお知らせください。ただし、主治医が当院ではできない専門的な診療が必要と判断した場合は、他医療機関へ紹介させていただく場合がありますので、必ずご相談下さいますようお願いいたします。

**その他不明な点がありましたら、3階入院受付にてお問い合わせ下さい。**